

平成 27 年第 1 回小城市議会定例会提案理由

(平成 27 年 3 月 2 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 27 年第 1 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第 2 号 小城市行政手続条例の一部を改正する条例でございますが、行政手続法が改正されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、処分に関し、市民が不服を申し立てる不服申立制度について、「処分等の求め」の手続の新設、「行政指導の中止等の求め」の新設、行政指導の根拠等の提示の義務化でございます。

次に議案第 3 号 小城市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
についてでございますが、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、市議会の議員、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の期末手当の支給割合の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、昨年の12月議会に上程しました期末手当の支給月数の引上げ分、0.15月を6月期と12月期にそれぞれ0.075月で振り分けるものでございます。

次に、議案第4号 小城市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、小城市職員の給与に関する条例、小城市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例、小城市国民健康保険病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、平成27年4月1日以降の給料表の改定及び管理職員の平日の午前零時から午前5時の間の特別勤務手当の支給を追加するものでございます。

次に、議案第5号から議案第10号までについては、教育委員会制度改革に伴うものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、法律の施行後、新たに任命される教育長の身分が常勤の特別職となることから条例の一部を改正するものでございます。

まず、議案第5号 小城市特別職の職員で常勤のも

のの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の内容でございますが、法律の施行後、新たに任命される教育長は常勤の特別職となるため、条例に追加するものでございます。

次に、議案第6号 小城市職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容でございますが、同法の改正に伴う条ズレ等を解消するものでございます。

次に、議案第7号 小城市教育委員会教育長の職務専念義務の特例に関する条例でございます。

内容でございますが、法律の施行後、新たに任命された教育長の身分が常勤の特別職となることから、教育長の職務専念義務の免除等の特例を定める必要があるため、制定するものでございます。

次に、議案第8号 小城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容でございますが、法律の施行後、新たに任命された教育長が欠けた場合に、教育長の職務を行うものを新たに設置するものでございます。

次に、議案第9号 小城市公告式条例の一部を改正

する条例でございます。

改正の内容でございますが、同法の改正に伴う条ズレを解消するものでございます。

次に、議案第 10 号 小城市教育委員会の委員の定数を増加する条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の内容でございますが、教育委員の人数を 1 名増加するものでございます。

次に、議案第 11 号 小城市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございますが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、別表中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるものでございます。

次に、議案第 12 号 小城市相原一郎教育振興基金条例の一部を改正する条例でございますが、小城市相原一郎教育振興基金の一部を処分し、活用するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 13 号 小城市育英事業資金貸付基金条

例の一部を改正する条例でございますが、小城市育英資金貸付基金の一部を返還免除するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第14号 小城市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例についてでございますが、子ども・子育て支援法が制定されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、子ども・子育て支援法の規定により保育料を定めるため条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第15号 小城市立保育所設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、子ども・子育て支援法の施行に伴う改正後の児童福祉法において、保育料の徴収根拠が削除されるために条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第16号から議案第20号までについては、小城市まちなか市民交流プラザの設置に伴う関係条例の整備でございます。

まず、議案第 16 号 小城市まちなか市民交流プラザ
条例でございますが、(仮)まちなか市民交流プラザ整
備事業の完了に伴い、中心市街地の活性化、生涯学習
及び文化の振興並びにコミュニティ活動の推進を図り、
活力あるまちづくりに資するため、小城市まちなか市
民交流プラザを設置するものでございます。

次に、議案第 17 号 小城市市民活動センター条例で
ございますが、まちなか市民交流プラザ内に市民活動
センターを設置するため、条例を制定するものでござ
います。

市民活動センターは、市民活動を支援するとともに
市民協働の推進を図るための拠点施設と位置づけるも
のでございます。

次に、議案第 18 号 小城市観光交流センター条例で
ございますが、まちなか市民交流プラザ内に観光交流
センターを設置するため、条例を制定するものでござ
います。

次に、議案第 19 号 小城市役所出張所設置条例の一
部を改正する条例でございますが、まちなか市民交流
プラザ内に、小城市役所小城出張所を移設するため、
条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 20 号 小城市公民館条例の一部を改正する条例についてでございますが、小城公民館、小城公民館桜岡支館、及び牛津公民館を移転するため、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、小城公民館と小城公民館桜岡支館をまちなか市民交流プラザ内に設置し、牛津公民館を旧議会棟と、別館という形で設置するものでございます。これに伴い、牛津公民館の使用料も改正するものでございます。

次に、議案第 21 号 小城市民図書館条例の一部を改正する条例についてでございますが、牛津公民館の移転に伴い条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、牛津公民館内にあります小城市民図書館牛津分室の住所を変更するものでございます。

次に、議案第 22 号 小城市漁港整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。現行の小城市漁港整備事業分担金条例は、福所江漁港整備事業のみに対する分担金条例であります。平成 27 年度に有明海の漁場を海底耕うん事業で整備することに伴い改正するものであります。

また、平成 27 年度より住ノ江橋上流区域を新たに市漁港としての指定を予定しており、今後、その指定区

域の整備事業にも対応するものでございます。

次に、議案第 23 号 小城市港湾整備事業分担金徴収条例でございますが、住ノ江港の整備に伴う事業費の一部負担を求める条例を制定するものでございます。

内容でございますが、住ノ江港整備事業に要する費用に充てるため、当該事業の施行により特に利益を受ける者から徴収する分担金に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第 24 号 小城市下水道条例の一部を改正する条例についてでございますが、下水道法施行令が改正されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、カドミウム及びその化合物の排水基準を変更するものでございます。

次に、議案第 25 号 小城市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、平成 27 年 4 月 1 日から「訪問看護ステーション」を設置することに伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、寝たきり又はこれに準ずる状態及び要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対する訪問看護事業を実施するため、市民病院に

訪問看護ステーションを設置し、介護保険のサービス事業を行うものでございます。

次に、議案第 26 号 小城市総合計画策定条例でございますが、第 2 次小城市総合計画を策定することに伴い、条例を制定するものでございます。

内容でございますが、地方自治法が改正されたことに伴い基本構想が議決事項ではなくなったため、市のまちづくりの最上位計画としての総合計画の位置付けを明らかにするとともに議決事項とするものでございます。

次に、議案第 27 号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてでございますが、天山地区共同環境組合を佐賀県市町総合事務組合へ加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させるため、規約の変更が必要であり、地方自治法第 290 条の規定により関係地方公共団体の議会の議決が必要となりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 28 号 建設工事委託に関する基本協定の変更についてでございますが、平成 25 年 9 月 24 日に日本下水道事業団と締結をいたしました、小城市公

共下水道仁俣中継ポンプ場建設工事委託に関する基本協定について、土木建築工事及び機械電気設備工事の変更に伴い、当初協定金額 7 億 3,000 万円を 2 億 6,000 万円減額し、変更後協定金額を 4 億 7,000 万円に変更するため、小城市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、平成 26 年度補正予算についてご説明申し上げます。

まず、議案第 29 号 平成 26 年度小城市一般会計補正予算（第 8 号）は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ 2 億 3,189 万 6 千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 212 億 8,613 万円とするものでございます。

第 2 表 継続費補正は、スマートインターチェンジ整備事業の総額と年割額を変更するものでございます。

第 3 表 繰越明許費補正は、農業基盤整備促進事業から農地及び農業用施設災害復旧費までの 6 事業につきまして、事業が年度内に完了できない見込みでございますので、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越しするものでございます。

第 4 表 債務負担行為補正は、農業経営基盤強化資金利子補給（H22）から社会体育施設指定管理料までの 4 事項の期間及び限度額を定めるものでございます。

第5表 地方債補正は、消防施設整備事業を追加し、国営土地改良対策事業から芦刈小学校改築事業までの7事業の借入限度額を変更するとともに、橋りょう新設改良事業及び農林水産施設災害復旧事業を廃止するものでございます。

補正の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、第3款 民生費につきましては、「待機児童解消加速化プラン」の採択を受けたため、補助率及び補助対象経費が変更になった「保育所等緊急整備事業」などの経費を計上しております。

第6款 農林水産業費では、クリーク法面の保護整備を行い、農業生産の維持安定を図る「県営クリーク防災機能保全対策事業」及び海苔の色落ち被害対策として「海苔養殖漁場環境改善緊急対策事業」などの経費を計上しております。

第8款 土木費につきましては、「スマートインターチェンジ整備事業」などの経費を計上しております。

第12款 公債費につきましては、地方債の繰上償還に係る経費を計上いたしております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入の主なものは、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入、各種事業に伴う国・県支出金、分担金及び負担金、市債の減のほか、財源調整のための財政

調整基金繰入金の減などによるものでございます。

次に、議案第 30 号 平成 26 年度小城市下水道特別会計補正予算（第 4 号）は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ 5,839 万 5 千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 1,703 万 7 千円とするものでございます。

第 2 表 繰越明許費補正は、三日月処理区及び小城処理区の事業費につきまして、事業が年度内に完了できない見込みでございますので、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越すものでございます。

第 3 表 地方債補正は、公共下水道事業及び市営浄化槽事業の事業費確定及び国の補正予算などに伴い、借入限度額の変更をいたすものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では下水道分担金及び負担金を実績により増額し、使用料、国庫支出金、市債を減額するものでございます。

歳出では実績に応じて事業費及び施設管理費の減額を行うものでございます。

次に、議案第 31 号 平成 26 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 3,277 万 1 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 57 億 7,255 万 4 千円とするものでござ

ざいます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、療養給付費等交付金、一般会計繰入金及び諸収入の第三者納付金を追加し、国及び県支出金を減額するものでございます。

また、歳出では、25年度事業の精算に伴い国庫補助金を返還するため諸支出金を追加するほか、出産育児一時金の減少による保険給付費を減額するものでございます。

次に、議案第32号 平成26年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,079万9千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,702万3千円とするものでございます。

補正の主な内容は、歳入では保険料と一般会計繰入金を、歳出では事務費及び佐賀県後期高齢者医療広域連合負担金を減額するものでございます。

次に、議案第33号 平成26年度小城市水道事業会計補正予算（第4号）は、収益的収入及び支出の既定予算額からそれぞれ390万3千円を減額し、予算の総額をそれぞれ3億2,111万1千円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出の収入を501万6千円追

加するものでございます。

補正の主な内容は、収益的収入では給水収益を減額し、新規給水申請の増加に伴い、手数料及び加入金を増額するものでございます。収益的支出では委託料・手数料等を減額し、減価償却費を増額するものでございます。

資本的収入では、配水管移設補償工事の増加により負担金を増額するものでございます。

次に、議案第 34 号 平成 26 年度小城市病院事業会計補正予算（第 3 号）は、収益的収入の既定予算に 291 万 1 千円を、収益的支出の既定予算に 100 万円を追加し、予算の総額のうち収益的収入を 13 億 822 万 9 千円、収益的支出を 16 億 6,467 万 4 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、収益的収入では医業外収益の補助金として佐賀県糖尿病コーディネート看護師育成事業補助金等を、また収益的支出では医業外費用のうち消費税及び地方消費税を増額するものでございます。

以上、平成 26 年度補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第 35 号から議案第 42 号までの各会計の平成 27 年度当初予算に関する議案 8 件についてご説明

申し上げます。

まず、議案第 35 号 平成 27 年度小城市一般会計予算でございますが、予算総額は、歳入歳出ともそれぞれ 204 億 6,220 万円でございます。前年度の当初予算と比較しますと、0.7%、1 億 4,780 万円の増となっております。

第 2 表 継続費は、市営漁港整備事業から小学校施設大規模改造事業までの 3 事業の総額と年割額を定めるものでございます。

第 3 表 債務負担行為は、まちなか市民交流プラザ電話機器等賃借料及びまちなか市民交流プラザパソコン等賃借料の期間及び限度額を定めるものでございます。

第 4 表 地方債は、国県営土地改良対策事業から臨時財政対策までの 14 件の起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

そのほか、一時借入金の借入の最高額を 15 億円と定めるものでございます。

以下、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

まず、**第 2 款 総務費**について申し上げます。

ここでは、アイルの温泉を核とする「温泉・スポーツ・医療」が連携した拠点づくり構想を具現化するため「資源磨き構想調査事業」、本庁舎移行に伴う「旧芦刈庁舎解体事業」のほか、「ふるさと納税推進事業」に

係る経費などを計上いたしております。

次に、**第3款 民生費**について申し上げます。

ここでは、平成27年4月1日からの子ども・子育て支援法施行に伴う「子どものための保育給付等事業」や、子育て世帯への消費税率引き上げによる影響を緩和するための「子育て世帯臨時特例給付事業」に係る経費のほか、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう支援する「生活困窮者対策事業」などを計上いたしております。

次に、**第4款 衛生費**について申し上げます。

ここでは、ごみ処理施設を、小城市・多久市で組むために「天山地区共同環境組合事業」などを計上いたしております。

次に、**第6款 農林水産業費**では、平成27年度からは農商工連携を目指した取り組みを実施する「6次産業化事業」などを計上いたしております。

また、「農業基盤整備促進事業【暗渠排水】」や「農業基盤整備促進事業【用排水路整備】」などにも取り組み、農業生産基盤の維持及び安定と、競争力のある農業を目指してまいります。

次に、**第7款 商工費**について申し上げます。

ここでは、小城市が有する観光資源、特産品、農海産物及びイベント等の宣伝を行うため、「小城市宣伝隊事業」に係る経費のほか、大学等誘致を核とした地域活性化の推進を図るため「小城地区都市再生整備計画

策定事業」に係る経費などを計上いたしております。

次に、**第 8 款 土木費**では、「市営住宅建替事業」や、都市再生特別措置法に基づく「小城市立地適正化計画策定事業」に要する経費などを計上いたしております。

また、有明海沿岸道路の整備によりインターチェンジの設置が予定されている路線の交通量増加に対応するため「市道住ノ江・社搦線改良事業」なども計上いたしております。

次に、**第 9 款 消防費**では、地域の防災力の向上と消防団の充実・強化を図るため「消防団員確保対策事業」に要する経費などを計上いたしております。

次に、**第 10 款 教育費**について申し上げます。

ここでは、継続費として牛津小学校の建物の耐久性向上を図る「牛津小学校施設大規模改造事業」や、平成 27 年 4 月 1 日からの子ども・子育て支援法施行に伴う「子どものための教育給付等事業」に係る経費のほか、「牛津公民館等改修事業」に係る経費などを計上いたしております。

次に、**第 11 款 災害復旧費**について申し上げます。

災害復旧費は、鉦害復旧農業施設や鉦害ポンプ排水施設の維持管理費などを計上いたしております。

次に、**第 12 款 公債費**について申し上げます。

公債費は、通常の地方債の元利償還金を計上いたしております。

引き続き、歳入について申し上げます。

市税の内、個人市民税につきましては、給与所得者は増加しておりますが、営業所得や農業所得の減少により減収となっております。

固定資産税につきましては、地価の下落基調が評価に反映されたにもかかわらず、マンション、店舗など規模の大きい建物の新築や太陽光パネルの設置などにより、増収を見込んでおります。

軽自動車税につきましては、四輪の自家用車の所有台数の伸びから、増収を見込んでおります。

その他の税は、実績等を勘案して予算を計上いたしております。

次に、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債は国の地方財政計画を考慮した見込額を、また、市債の内、農林水産業債、土木債、消防債及び教育債は、それぞれ事業に伴う財源として計上するものでございます。

その他の収入は、地方財政計画や過去の実績等を踏まえた見込額を計上いたしております。

しかしながら、これだけでは財源不足が生じますことから、財政調整基金に加え、公債費の償還財源の一部として減債基金からの繰り入れにより予算を調整しております。

次に議案第 36 号 平成 27 年度小城市授産場特別会

計予算についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額を2,566万8千円とするものでございます。対前年度比マイナス0.2%、5万1千円の減となっております。

内容としては、歳入では、一般会計繰入金の減、歳出では、箱製造及び段ボール加工に要する経費の減でございます。

次に、議案第37号 平成27年度小城市簡易水道特別会計予算についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ825万5千円とするものでございます。対前年度比25%、165万円の増となっております。

内容としては、4箇所の施設により、山間部集落6地区103戸に飲料水を供給する事業運営にかかる予算となっております。

次に、議案第38号 平成27年度小城市下水道特別会計予算についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額を28億3,108万4千円とするものでございます。対前年度比2.4%、6,563万6千円の増となっております。

第2表 地方債につきましては、公共下水道事業、農業集落排水事業及び市営浄化槽事業の起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

そのほか、一時借入金につきましては、借入の最高額を6億円とするものでございます。

続きまして、主な事業内容についてご説明いたします。

まず、農業集落排水事業につきましては、織島、砥川処理区において、施設の機能強化対策事業実施設計費及び維持管理費を計上いたしております。

公共下水道事業につきましては、三日月、芦刈、牛津、小城処理区かんきよの管渠工事、三日月浄化センターの増設工事及びふたまた仁俣中継ポンプ場の建設工事を計上いたしております。

次に、議案第39号 平成27年度小城市国民健康保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を59億5,901万1千円とするものでございます。対前年度比11.7%、6億2,253万5千円の増となっております。

前年と比較して予算が大幅に増加したのは、県内各市町の国保財政安定化のために共同で実施している、保険財政共同安定化事業の見直しにより、歳入の共同事業交付金及び歳出の共同事業拠出金の予算が、昨年約8億円だったものが約14億円に増加したものです。

歳出では、医療費であります保険給付費を前年比0.8%増で計上いたしております。

次に、議案第 40 号 平成 27 年度小城市後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を 4 億 8,680 万 8 千円とするものでございます。対前年度比マイナス 0.8%、384 万 9 千円の減となっております。

主なものといたしまして、歳入では後期高齢者医療保険料収入を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を計上いたしております。

以上、特別会計の主なものについて申し上げます。
次に、企業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、議案第 41 号 平成 27 年度小城市水道事業会計予算でございますが、水道は市民の生活に必要な社会基盤施設であり、安全で良質な水の供給により健康で快適な生活に寄与するものでございます。

小城市水道事業では、小城市民の約 40%に給水を行っており、給水普及率は 98%となっております。

それでは、平成 27 年度の予算の概要についてご説明申し上げます。

平成 27 年度の業務の予定量は、給水戸数 6,683 戸、年間総給水量は 157 万 4,187 立方メートル、1 日平均給水量を 4,313 立方メートルと予定いたしております。

収益的収入につきましては、給水収益、受取利息配当金など総額 2 億 8,770 万 1 千円を計上いたしております。収益的支出につきましては佐賀西部広域水道か

らの受水費、固定資産の減価償却費など総額 2 億 8,770 万 1 千円を計上いたしております。

次に資本的収入につきましては工事負担金など 100 万 1 千円を計上し、資本的支出につきましては、配水管布設替え等の建設改良費、投資有価証券購入費など総額 1 億 8,368 万 4 千円を計上いたしております。

次に、議案第 42 号 平成 27 年度小城市病院事業会計予算でございます。

市民病院は、平成 25 年度から地方公営企業法の全部適用に移行し、経営の効率化に取り組んでまいりました。平成 25 年度は経常損失を大幅に圧縮することができ、平成 26 年度も、この経常損失の解消に努めてまいりました。外来収益は、大幅な患者増により目標達成は可能かと思いますが、入院収益が平成 26 年 4 月に行われた診療報酬の改定及び消費税増税の影響のためか、伸び悩み、最終的な決算では目標達成が難しい状況にあります。

平成 27 年度の基本方針も、市民のための市民病院としての役割をしっかりと果たし、適切な医療を提供するとともに、市民の健康管理を行うことを基本に、他の医療機関と相互の連携を強化し「安全・安心・信頼」のある医療を提供して参ります。平成 27 年度は、訪問看護ステーションを設置し、専門の看護師等が利用者のご家庭を訪問し、病状や療養生活について看護の専

門家の目で見守り、適切な判断に基づいたケアとアドバイスで、24時間365日対応し、在宅での療養生活を安心して送られるように支援したいと考えております。

また、地域において必要な医療を安定的に継続して提供するためには、健全な病院運営と経営の効率化をより積極的に図ってまいります。

平成27年度の予算でございますが、平成27年度の業務の予定量は、年間患者数を入院で2万6,352人、外来で4万8,600人と見込んでおります。

まず、収益的収入でございますが、訪問看護ステーションの事業収益を含め、入院収益及び外来収益などの医業収益12億3,603万4千円、他会計負担金などの医業外収益1億910万円、総額で13億4,513万4千円を計上しております。

次に、収益的支出につきましては、給与費、材料費及び経費などの医業費用13億3,116万5千円、支払利息などの医業外費用1,296万9千円、総額で13億4,513万4千円を計上しております。

次に資本的収入につきましては、企業債元金の返済に係る一般会計負担金、建設改良費への出資金など総額で1,982万1千円を計上し、資本的支出につきましては、医療用画像システムサーバー、内視鏡データ管理システムなど高額医療機器の整備に要する建設改良費、企業債償還金など、総額で3,532万1千円を計上しております。

以上、平成 27 年度当初予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第 43 号 小城市教育委員会委員の任命についてでございますが、教育委員会委員の^{うえの}上野 ^{やすあき}保明氏が平成 27 年 5 月 15 日をもって任期満了となりますので、教育委員会委員として再度任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

次に、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の^{おおせ}合瀬 ^{ゆみこ}由未子氏が平成 27 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、再度推薦するため、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。